

# 新共済制度

# 長期家族サポート

年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】



動画配信をしています。スマートフォンから二次元コードよりアクセスください。

# 職場復帰サポート

精神障害補償特約付家事従事者補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】



配偶者も  
加入できます!!

## 【ご加入いただける方】(長期家族サポート)

本人	配偶者
全電線加盟組合の組合員で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は65歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は65歳6カ月までの方)

【年齢は2023年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。】

※長期家族サポートの加入取扱ができない単組があります。本件についてご照会される場合は全電線までご連絡ください。

**!** **ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。**  
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 **P.1**

### 【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。
- 全日本電線関連産業労働組合連合会の加盟組合の組合員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

**!** **【注意喚起情報】・【契約概要】はP1・2に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。**  
※職場復帰サポートについては、P3・4をご覧ください。

■本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。

**!** 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。 **P.5** 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

■本パンフレットは全ページを通して、右部に該当ページの記載項目を表示しています。ご覧になられている項目の確認などにご利用ください。(記載項目の取り揃えは以下の通りです)

注意喚起情報・契約概要	職場復帰サポート(契約概要・注意喚起情報)	長期家族サポート	職場復帰サポート	ご注意ください
-------------	-----------------------	----------	----------	---------

申込締切日 2022年10月31日(月)

責任開始期(加入日) 2023年2月1日(水)

# 1 注意喚起情報・契約概要

ここでは長期家族サポートについて記載しております。

※職場復帰サポートについては、P3・4をご覧ください。

## 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

#### 高度障害保険金の事例

#### 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

#### 解除・免責

#### 告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
  - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
  - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.17**

### 2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といたします。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

#### Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

##### 本人

##### 現在の就業状態

- ・病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

##### 配偶者

##### 現在の健康状態

- ・医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

#### Step2 つぎに、過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

##### 過去12カ月以内の健康状態

- ・申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

##### 【別表】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

- ・企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

##### ◎告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

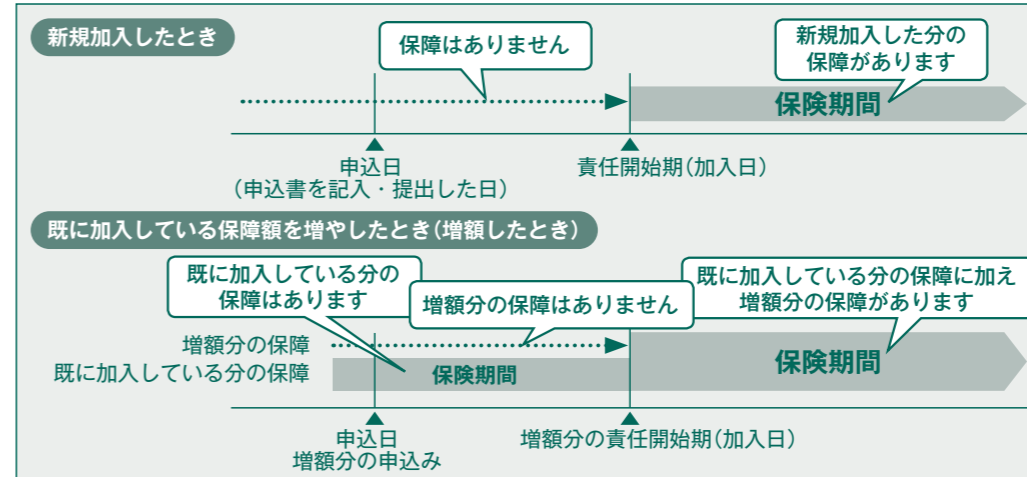
0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

### 3 責任開始期(加入日)について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、以下の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

注意喚起情報 契約概要

### 4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

### 5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)  
この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
- ◎ご照会・ご相談窓口等
  - 指定紛争解決機関 この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
  - 生命保険契約者保護機構 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.18**

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.1**

## 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

### 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

- ◎主な保障内容 死亡・所定の高度障害状態となったとき、保険金をお支払いします。  
※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求内容等について確認する場合があります。
- ◎保険料 【控除方法】 裏表紙をご確認ください。

### 3 配当金

長期家族サポートは、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

### 5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

明治安田生命保険相互会社

## ② 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

職場復帰サポート(精神障害補償特約付家事従事者補償特約付団体長期障害所得補償保険)

### 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

### 契約概要【ご契約内容】

- 商品の仕組み**  
企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)**  
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
団体長期障害 所得補償保険	P9、13	P13	P9～12	P13～14

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

- 満期返れい金・配当金**  
この保険には、満期返れい金・配当金はありません。
- 脱退による返れい金**  
この保険には、脱退による返れい金はありません。
- 引受損害保険会社**  
明治安田損害保険株式会社  
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1  
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

### 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)**  
この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
- 告知義務・通知義務等**  
お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)  
健康状態について  
お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違う場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、健康状態については十分ご注意ください。
- 責任開始期**  
保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。
- 保険金をお支払いできない主な場合**  
■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。  
■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。  
団体長期障害所得補償保険 **P14**➡

### ⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

#### 【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく 補償項目	補償の重複が生じる 他の保険契約・特約の例
団体長期障害 所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害 所得補償保険

### ⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

### ⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

### ⑧ ご照会・ご相談窓口

#### 制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

#### 引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。  
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室  
0120-255-400  
[フリーダイヤル(無料)]  
【受付時間】午前9時～午後5時  
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会  
そんぽADRセンター  
< 保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関) >

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター  
0570-022808[ナビダイヤル(有料)]  
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時  
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

# ③ 長期家族サポート

【保険期間】2023年2月1日(水)～2024年1月31日(水)



加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

長期家族サポートは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

加入パターン	任意加入	全組合員を対象としてPRを行い、加入希望者が加入、保険料は個人負担。
	組織加入	全組合員を対象として加入、保険料は単組負担。

本人							
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
ベストコース A (任意加入)	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	2,013	25	7.4	2,239	2,516	1,973
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	1,885	20	8.5	2,047	2,752	2,488
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	1,759	15	10.3	1,865	3,184	2,621
	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	1,227	10	10.5	1,269	2,982	2,405
	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	627	5	10.5	633	2,176	1,611
ベターコース B (任意加入)	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	1,274	25	4.7	1,417	1,593	1,249
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	1,057	20	4.7	1,148	1,543	1,395
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	821	15	4.8	870	1,486	1,223
	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	568	10	4.8	587	1,380	1,113
	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	295	5	4.9	297	1,024	758
基本コース C (任意加入)	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	765	25	2.8	851	956	750
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	634	20	2.8	688	926	837
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	493	15	2.9	522	892	735
	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	341	10	2.9	352	829	668
	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	177	5	2.9	178	614	455
組織加入コース Z (組織加入)	56～60歳 (1962.8.2～1967.8.1)	108	3	3.0	108	544	352
	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	106	3	2.9	106	133	104
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	106	3	2.9	106	155	140
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	106	3	2.9	106	192	158
	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	106	3	2.9	106	258	208
	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	106	3	2.9	106	368	272
	56～60歳 (1962.8.2～1967.8.1)	106	3	2.9	106	534	346

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は表紙の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 記載以外の年齢に該当される方の保険料は引受会社までお問い合わせください。

**年金の取り扱いについて**  
 ・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。  
 ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱えません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

申込金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払保険料(円)	
			男性	女性
配偶者コース 180 (任意加入)	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	180	225	176
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	180	263	238
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	180	326	268
	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	180	437	353
	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	180	625	463
	56～60歳 (1962.8.2～1967.8.1)	180	907	587

記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は表紙の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

- 死亡保険金受取人を事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容(保険金額、保険金受取人等)について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。
- 新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)をご提出いただけます。
- 保険金の受取人が事業主の場合、保険金のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了解が必要となります。
- 長期家族サポート 組織加入コースと任意加入コースの合計上限保険金額は2,119万円です。

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)		3ヵ月分保険料(円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性	男性	女性
ベストコース A (任意加入)	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	2,013	25	7.4	2,239	2,516	1,973	7,548	5,919
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	1,885	20	8.5	2,047	2,752	2,488	8,256	7,464
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	1,759	15	10.3	1,865	3,184	2,621	9,552	7,863
	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	1,227	10	10.5	1,269	2,982	2,405	8,946	7,215
	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	627	5	10.5	633	2,176	1,611	6,528	4,833
ベターコース B (任意加入)	56～60歳 (1962.8.2～1967.8.1)	311	3	8.6	311	1,567	1,014	4,701	3,042
	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	1,274	25	4.7	1,417	1,593	1,249	4,779	3,747
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	1,057	20	4.7	1,148	1,543	1,395	4,629	4,185
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	821	15	4.8	870	1,486	1,223	4,458	3,669
	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	568	10	4.8	587	1,380	1,113	4,140	3,339
基本コース C (任意加入)	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	295	5	4.9	297	1,024	758	3,072	2,274
	56～60歳 (1962.8.2～1967.8.1)	180	3	5.0	180	907	587	2,721	1,761
	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	765	25	2.8	851	956	750	2,868	2,250
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	634	20	2.8	688	926	837	2,778	2,511
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	493	15	2.9	522	892	735	2,676	2,205
組織加入コース Z (任意加入)	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	341	10	2.9	352	829	668	2,487	2,004
	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	177	5	2.9	178	614	455	1,842	1,365
	56～60歳 (1962.8.2～1967.8.1)	108	3	3.0	108	544	352	1,632	1,056
	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	106	3	2.9	106	133	104	2,868	2,250
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	634	20	2.8	688	926	837	2,778	2,511

配偶者						
申込金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払保険料(円)		3ヵ月分保険料(円)	
			男性	女性	男性	女性
配偶者コース 180 (任意加入)	18～35歳 (1987.8.2～2005.8.1)	180	225	176	675	528
	36～40歳 (1982.8.2～1987.8.1)	180	263	238	789	714
	41～45歳 (1977.8.2～1982.8.1)	180	326	268	978	804
	46～50歳 (1972.8.2～1977.8.1)	180	437	353	1,311	1,059
	51～55歳 (1967.8.2～1972.8.1)	180	625	463	1,875	1,389
	56～60歳 (1962.8.2～1967.8.1)	180	907	587	2,721	1,761

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2023年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- ・実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

## 保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。  
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合があります。
  - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - ②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*  
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
  - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.17**

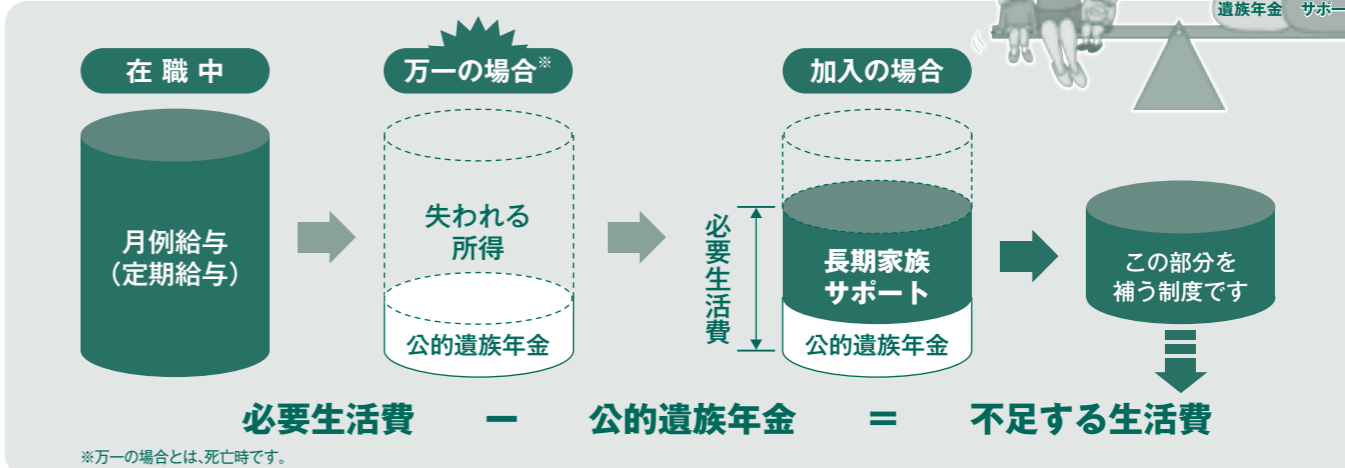
## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
  - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
    - ・告知義務違反により解除となったとき
    - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
    - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
    - ・重大事由に該当し解除となったとき
  - 死亡保険金について
    - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
    - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
  - 高度障害保険金について
    - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.17**

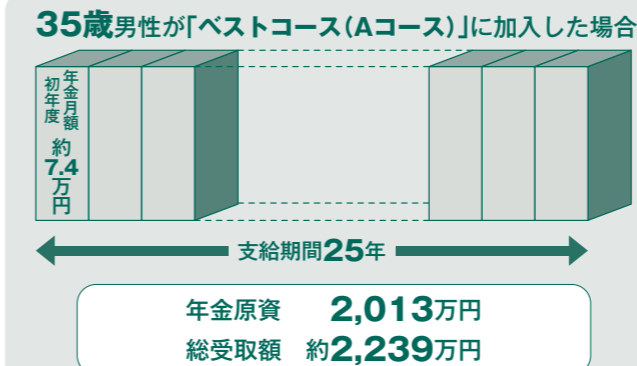
## 長期家族サポート

### 制度の必要性



長期家族サポートは家族の安心を守ります。長期家族サポートは、万一の場合、年金の給付により残されたご家族の必要生活費を補完します。

### 加入例



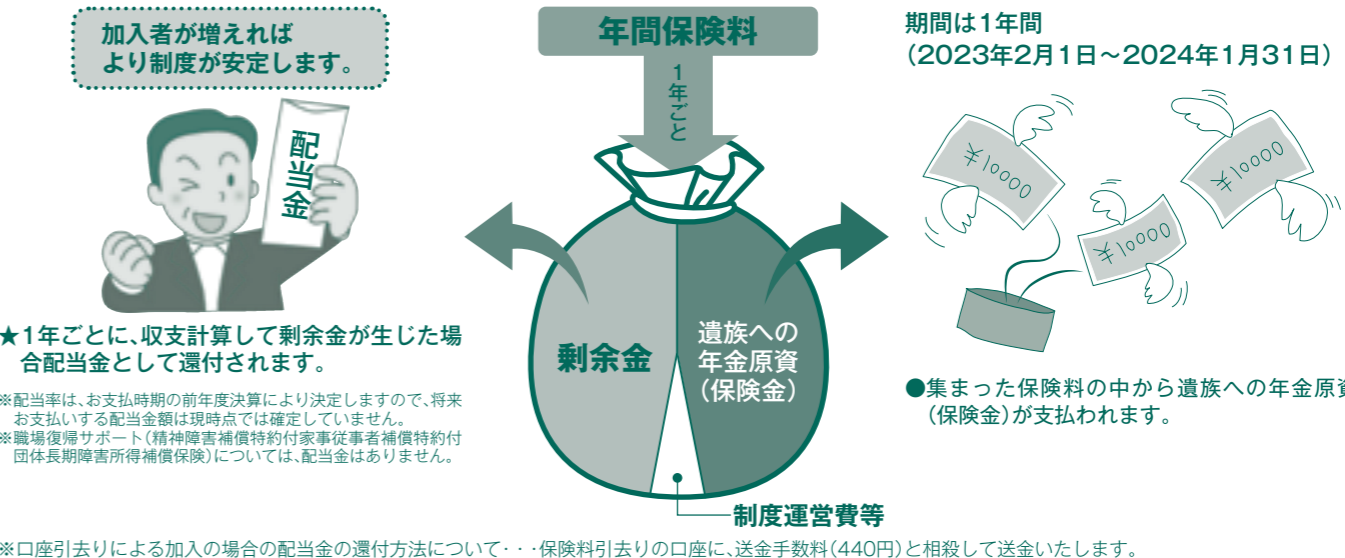
**万一の場合** 初年度年金月額 約7.4万円が生活費として25年間支給されます。(総額約2,239万円)です。  
保険料(概算)は月額2,516円です。

★**配当を加味すると実質的な負担は軽減されます。**

※万一の場合とは、死亡・高度障害時です。  
※この制度は1年ごとに収支計算をし剰余金が生じた時は、配当金としてお返しします。  
●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

### 制度のしくみ

この制度は、加入者の皆さまが少しずつ保険料を出し合い、万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、残された家族(加入者が指定)が以後生活不安の無いよう、各年齢別に定められた期間、年金を支給する相互扶助制度です。



# 4 職場復帰サポート

【保険期間】2023年2月1日(水)～2024年1月31日(水)



## 意向確認【ご加入前のご確認】

職場復帰サポートは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 病気やケガにより免責期間7日、30日、90日、365日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。(配偶者コースは免責期間7日コースのみ取扱いをしています。)
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

**給付のしくみ**

もし病気やけがで長期就業障害になった場合 ● 保険金月額最高10万円の場合

休職開始

有給休暇など  
傷病手当金 (受取期間1年6ヵ月)

免責期間7日 C2コース 3年を限度に給付

免責期間30日 B2コース 5年を限度に給付

免責期間90日 A2コース 10年を限度に給付

免責期間365日 10コース 最長60歳まで給付

55歳～59歳の方の補償対象期間は3年が限度  
所定の精神障害による就業障害は24ヵ月が限度

※うつ病等の所定の精神障害が原因で休職したときも保険金の支払い対象です。(24ヵ月を限度に給付)

## 加入資格

<b>本人</b>	全電線加盟組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2023年2月1日現在満15歳から満59歳までの方
<b>配偶者</b>	本人が扶養(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、配偶者に関する規定を準用)し、かつ「家事従事者」である配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、2023年2月1日現在満18歳から満59歳までの方。ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

<本人>【現在の就業状態】  
 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

<配偶者>【現在の健康状態】  
 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

<本人・配偶者共通>【過去3ヵ月以内の健康状態】  
 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。  
 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】  
 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。  
 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。  
 ③「診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。」  
 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。  
 ※職場復帰サポートの加入取扱ができない単組があります。本件についてご照会される場合は全電線までご連絡ください。  
 ※「家事従事者」とは、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行っている者をいいます。配偶者の方が「家事従事者」でない場合、配偶者の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

## 月額保険料

### 60歳まで補償コース

<本人>

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額15万円 (15コース)		保険金月額10万円 (10コース)		保険金月額5万円 (5コース)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳～24歳 (H10.2.2～H20.2.1)	365日	60歳	1,277円 ( 3,831円)	855円 ( 2,565円)	851円 ( 2,553円)	570円 ( 1,710円)	426円 ( 1,278円)	285円 ( 855円)
25歳～29歳 (H5.2.2～H10.2.1)			1,320円 ( 3,960円)	1,100円 ( 3,300円)	880円 ( 2,640円)	733円 ( 2,199円)	440円 ( 1,320円)	367円 ( 1,101円)
30歳～34歳 (S63.2.2～H5.2.1)			1,426円 ( 4,278円)	1,445円 ( 4,335円)	951円 ( 2,853円)	963円 ( 2,889円)	475円 ( 1,425円)	482円 ( 1,446円)
35歳～39歳 (S58.2.2～S63.2.1)			1,719円 ( 5,157円)	2,098円 ( 6,294円)	1,146円 ( 3,438円)	1,399円 ( 4,197円)	573円 ( 1,719円)	699円 ( 2,097円)
40歳～44歳 (S53.2.2～S58.2.1)			2,454円 ( 7,362円)	3,223円 ( 9,669円)	1,636円 ( 4,908円)	2,149円 ( 6,447円)	818円 ( 2,454円)	1,074円 ( 3,222円)
45歳～49歳 (S48.2.2～S53.2.1)			3,298円 ( 9,894円)	4,266円 ( 12,798円)	2,198円 ( 6,594円)	2,844円 ( 8,532円)	1,099円 ( 3,297円)	1,422円 ( 4,266円)
50歳～54歳 (S43.2.2～S48.2.1)	3年	3年	3,841円 ( 11,523円)	4,579円 ( 13,737円)	2,561円 ( 7,683円)	3,053円 ( 9,159円)	1,280円 ( 3,840円)	1,526円 ( 4,578円)
55歳～59歳 (S38.2.2～S43.2.1)			3,827円 ( 11,481円)	4,041円 ( 12,123円)	2,552円 ( 7,656円)	2,694円 ( 8,082円)	1,276円 ( 3,828円)	1,347円 ( 4,041円)

( )は3ヵ月分保険料

### 免責期間90日コース

<本人>

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額15万円 (A1コース)		保険金月額10万円 (A2コース)		保険金月額5万円 (A3コース)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳～24歳 (H10.2.2～H20.2.1)	90日	10年	946円 ( 2,838円)	563円 ( 1,689円)	630円 ( 1,890円)	375円 ( 1,125円)	315円 ( 945円)	188円 ( 564円)
25歳～29歳 (H5.2.2～H10.2.1)			1,003円 ( 3,009円)	753円 ( 2,259円)	669円 ( 2,007円)	502円 ( 1,506円)	334円 ( 1,002円)	251円 ( 753円)
30歳～34歳 (S63.2.2～H5.2.1)			1,089円 ( 3,267円)	1,021円 ( 3,063円)	726円 ( 2,178円)	681円 ( 2,043円)	363円 ( 1,089円)	340円 ( 1,020円)
35歳～39歳 (S58.2.2～S63.2.1)			1,468円 ( 4,404円)	1,650円 ( 4,950円)	979円 ( 2,937円)	1,100円 ( 3,300円)	489円 ( 1,467円)	550円 ( 1,650円)
40歳～44歳 (S53.2.2～S58.2.1)			2,316円 ( 6,948円)	2,873円 ( 8,619円)	1,544円 ( 4,632円)	1,915円 ( 5,745円)	772円 ( 2,316円)	958円 ( 2,874円)
45歳～49歳 (S48.2.2～S53.2.1)			3,810円 ( 11,430円)	4,783円 ( 14,349円)	2,540円 ( 7,620円)	3,188円 ( 9,564円)	1,270円 ( 3,810円)	1,594円 ( 4,782円)
50歳～54歳 (S43.2.2～S48.2.1)	3年	3年	6,365円 ( 19,095円)	7,567円 ( 22,701円)	4,243円 ( 12,729円)	5,045円 ( 15,135円)	2,122円 ( 6,366円)	2,522円 ( 7,566円)
55歳～59歳 (S38.2.2～S43.2.1)			4,531円 ( 13,593円)	4,735円 ( 14,205円)	3,020円 ( 9,060円)	3,157円 ( 9,471円)	1,510円 ( 4,530円)	1,578円 ( 4,734円)

( )は3ヵ月分保険料

職場復帰サポート

## 免責期間30日コース

<本人>

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額15万円 (B1コース)		保険金月額10万円 (B2コース)		保険金月額5万円 (B3コース)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳～24歳 (H10.2.2～H20.2.1)	30日	5年	1,205円 ( 3,615円)	726円 ( 2,178円)	804円 ( 2,412円)	484円 ( 1,452円)	402円 ( 1,206円)	242円 ( 726円)
25歳～29歳 (H5.2.2～H10.2.1)			1,359円 ( 4,077円)	973円 ( 2,919円)	906円 ( 2,718円)	648円 ( 1,944円)	453円 ( 1,359円)	324円 ( 972円)
30歳～34歳 (S63.2.2～H5.2.1)			1,570円 ( 4,710円)	1,363円 ( 4,089円)	1,046円 ( 3,138円)	909円 ( 2,727円)	523円 ( 1,569円)	454円 ( 1,362円)
35歳～39歳 (S58.2.2～S63.2.1)			1,965円 ( 5,895円)	2,022円 ( 6,066円)	1,310円 ( 3,930円)	1,348円 ( 4,044円)	655円 ( 1,965円)	674円 ( 2,022円)
40歳～44歳 (S53.2.2～S58.2.1)			2,776円 ( 8,328円)	3,124円 ( 9,372円)	1,850円 ( 5,550円)	2,083円 ( 6,249円)	925円 ( 2,775円)	1,041円 ( 3,123円)
45歳～49歳 (S48.2.2～S53.2.1)			4,138円 ( 12,414円)	4,686円 ( 14,058円)	2,759円 ( 8,277円)	3,124円 ( 9,372円)	1,379円 ( 4,137円)	1,562円 ( 4,686円)
50歳～54歳 (S43.2.2～S48.2.1)			5,723円 ( 17,169円)	6,216円 ( 18,648円)	3,815円 ( 11,445円)	4,144円 ( 12,432円)	1,908円 ( 5,724円)	2,072円 ( 6,216円)
55歳～59歳 (S38.2.2～S43.2.1)			3年	5,804円 ( 17,412円)	5,772円 ( 17,316円)	3,869円 ( 11,607円)	3,848円 ( 11,544円)	1,935円 ( 5,805円)

( )は3ヵ月分保険料

## 免責期間7日コース

<本人>

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額15万円 (C1コース)		保険金月額10万円 (C2コース)		保険金月額5万円 (C3コース)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳～24歳 (H10.2.2～H20.2.1)	7日	3年	2,894円 ( 8,682円)	1,889円 ( 5,667円)	1,930円 ( 5,790円)	1,259円 ( 3,777円)	965円 ( 2,895円)	630円 ( 1,890円)
25歳～29歳 (H5.2.2～H10.2.1)			3,088円 ( 9,264円)	2,486円 ( 7,458円)	2,059円 ( 6,177円)	1,657円 ( 4,971円)	1,029円 ( 3,087円)	829円 ( 2,487円)
30歳～34歳 (S63.2.2～H5.2.1)			3,358円 ( 10,074円)	3,353円 ( 10,059円)	2,239円 ( 6,717円)	2,235円 ( 6,705円)	1,119円 ( 3,357円)	1,118円 ( 3,354円)
35歳～39歳 (S58.2.2～S63.2.1)			3,795円 ( 11,385円)	4,498円 ( 13,494円)	2,530円 ( 7,590円)	2,998円 ( 8,994円)	1,265円 ( 3,795円)	1,499円 ( 4,497円)
40歳～44歳 (S53.2.2～S58.2.1)			4,581円 ( 13,743円)	5,830円 ( 17,490円)	3,054円 ( 9,162円)	3,887円 ( 11,661円)	1,527円 ( 4,581円)	1,943円 ( 5,829円)
45歳～49歳 (S48.2.2～S53.2.1)			5,808円 ( 17,424円)	7,203円 ( 21,609円)	3,872円 ( 11,616円)	4,802円 ( 14,406円)	1,936円 ( 5,808円)	2,401円 ( 7,203円)
50歳～54歳 (S43.2.2～S48.2.1)			7,461円 ( 22,383円)	8,436円 ( 25,308円)	4,974円 ( 14,922円)	5,624円 ( 16,872円)	2,487円 ( 7,461円)	2,812円 ( 8,436円)
55歳～59歳 (S38.2.2～S43.2.1)			9,972円 ( 29,916円)	9,722円 ( 29,166円)	6,648円 ( 19,944円)	6,481円 ( 19,443円)	3,324円 ( 9,972円)	3,241円 ( 9,723円)

( )は3ヵ月分保険料

※契約年齢が55～59歳の方は補償対象期間は3年が限度となります。所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は2023年2月1日現在の満年齢です。

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※職場復帰サポートは、単独でも加入できます。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

●保険期間中のコース変更(増額・減額等)

●保険期間の変更

●保険料の払込方法の変更 など

※保険金月額、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

## 配偶者コース

<配偶者(家事従事者)>

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円 (H1コース)		保険金月額5万円 (H2コース)	
			男性	女性	男性	女性
16歳～24歳 (H10.2.2～H19.2.1)	7日	3年	715円 ( 2,145円)	458円 ( 1,374円)	357円 ( 1,071円)	229円 ( 687円)
25歳～29歳 (H5.2.2～H10.2.1)			961円 ( 2,883円)	694円 ( 2,082円)	480円 ( 1,440円)	347円 ( 1,041円)
30歳～34歳 (S63.2.2～H5.2.1)			1,159円 ( 3,477円)	1,155円 ( 3,465円)	579円 ( 1,737円)	578円 ( 1,734円)
35歳～39歳 (S58.2.2～S63.2.1)			1,423円 ( 4,269円)	1,675円 ( 5,025円)	712円 ( 2,136円)	838円 ( 2,514円)
40歳～44歳 (S53.2.2～S58.2.1)			1,704円 ( 5,112円)	2,177円 ( 6,531円)	852円 ( 2,556円)	1,088円 ( 3,264円)
45歳～49歳 (S48.2.2～S53.2.1)			2,342円 ( 7,026円)	2,912円 ( 8,736円)	1,171円 ( 3,513円)	1,456円 ( 4,368円)
50歳～54歳 (S43.2.2～S48.2.1)			3,021円 ( 9,063円)	3,662円 ( 10,986円)	1,511円 ( 4,533円)	1,831円 ( 5,493円)
55歳～59歳 (S38.2.2～S43.2.1)			4,029円 ( 12,087円)	4,213円 ( 12,639円)	2,015円 ( 6,045円)	2,107円 ( 6,321円)

( )は3ヵ月分保険料

※所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は2023年2月1日現在の満年齢です。

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※職場復帰サポートは、単独でも加入できます。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

●保険期間中のコース変更(増額・減額等)

●保険期間の変更

●保険料の払込方法の変更 など

※保険金月額、被保険者の平均月間所得額(配偶者(家事従事者)の場合は、18.3万円)を超えないようにご加入ください。

※お申込後、配偶者の方が家事従事者でなくなった場合には、家事従事者でなくなった後に開始した就業障害に対しては保険金をお支払いできません。団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P13～14

# お取り扱いについて

<p><b>加入資格</b></p>	<p><b>本人</b>…満15歳から満59歳まで(2023年2月1日現在)の全日本電線関連産業労働組合連合会加盟組合の組合員本人で、申込書記載の告知内容に該当する方</p> <p><b>配偶者</b>…本人が扶養(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、配偶者に関する規定を準用)し、かつ「家事従事者」である配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、2023年2月1日現在満18歳から満59歳までの方。ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。</p> <p>&lt;本人&gt; 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>&lt;配偶者&gt; 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>&lt;本人・配偶者共通&gt; 【過去3か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ※職場復帰サポートの加入取扱ができない単組があります。本件についてご照会される場合は全電線までご連絡ください。 ※「家事従事者」とは、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行っている者をいいます。配偶者の方が「家事従事者」でない場合、配偶者の方はご加入いただけませんのでご注意ください。</p>
<p><b>保険期間</b></p>	<p>1年間(2023年2月1日～2024年1月31日)で、以後毎年更新します。</p>
<p><b>保険料</b></p>	<p>①口座引去りによる加入の場合(任意加入) 保険料は、加入者が申込時に指定した金融機関口座より3か月毎に、3か月分の保険料と口座振替手数料(1回262円)を引去ります。初回は、1月12日に引去り、以降4月12日、7月12日、10月12日(金融機関が休みの場合は翌営業日)に引去りとなります。</p> <p>②チェックオフによる加入の場合(任意加入) 保険料は毎月の給与より控除します。(初回は1月分給与から) ★口座引去りによる加入か、チェックオフによる加入かは組合単位の選択となります。 所属する組合の加入方法に従ってください。</p> <p>③長期家族サポートと職場復帰サポートの両方に加入の場合は、口座振替手数料は1回につき262円です。それぞれ単独加入の場合も、口座振替手数料は1回につき262円となります。</p>
<p><b>配当金・解約返れい金</b></p>	<p>この制度には、配当金および解約返れい金はありません。</p>
<p><b>申込方法</b></p>	<p>所定の申込書に必要な事項を記入、押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</p>
<p><b>継続加入に関する取り扱い</b></p>	<p>いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。</p>
<p><b>申込締切日</b></p>	<p>2022年10月31日(月)</p>
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。</p>
<p><b>補償対象期間</b></p>	<p>&lt;本人&gt; (15コース・10コース・5コースの場合) 就業障害が続いた場合、免責期間終了後(366日目)から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、366日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24か月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6か月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。 (A1コース・A2コース・A3コースの場合) 就業障害が続いた場合、免責期間終了後(91日目)から、10年を限度として、保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、91日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24か月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6か月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。 (B1コース・B2コース・B3コースの場合) 就業障害が続いた場合、免責期間終了後(31日目)から、5年を限度として、保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、31日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24か月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6か月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。 (C1コース・C2コース・C3コースの場合) 就業障害が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から、3年を限度として、保険金が支払われます。ただし、所定の精神障害による就業障害の場合は24か月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6か月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。</p> <p>&lt;配偶者(家事従事者)&gt; 就業障害が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から、3年を限度として保険金が支払われます。ただし、所定の精神障害による就業障害の場合は24か月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6か月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。</p>

<p><b>就業障害とは</b></p>	<p>&lt;本人&gt; 1.身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合 (イ)その身体障害の治療のため、入院していること (ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合 (ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること 2.免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合 &lt;配偶者(家事従事者)&gt; 被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していることにより、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。</p>
<p><b>お支払いする保険金の額</b></p>	<p><b>お支払いする保険金の額</b> &lt;本人&gt; 補償対象期間中の就業障害である期間1か月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。 ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12か月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります。(*) また、補償対象期間中の就業障害である期間に1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月=30日とした日割計算でお支払いします。</p> <p><b>なお、所得喪失率は</b> <math>1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}</math> で算出されます。</p> <p>病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。</p> <p>&lt;配偶者(家事従事者)&gt; 補償対象期間中の就業障害である期間1か月に対して、「保険金月額」をお支払いします。(*) また、補償対象期間中の就業障害である期間に1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月=30日とした日割計算でお支払いします。 (* )初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。ただし、保険金額以外の変更があった場合は、それぞれの保険金のお支払条件に基づく保険料を比べ、保険料の額がより低い方の保険金のお支払条件によって算出された額を保険金の額とします。この場合において保険料は、就業障害になった時の年齢区分で計算するものとします。 ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 (* )他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>
<p><b>免責・解除について</b></p>	<p>次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害</li> <li>●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害</li> <li>●地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害</li> <li>●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害</li> <li>●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害</li> <li>●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)</li> <li>●脱退後に開始した就業障害</li> <li>●家事従事者でなくなった後に開始した就業障害(配偶者のみ) など</li> </ul> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。ご了承ください。</p> <p>この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。</p> <p>〔厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠〕に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95 例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など</p> <p>&lt;重大事由による解除について&gt; 保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
<p><b>保険金のお支払いに関する注意</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。</li> <li>• 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。 (注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払いの対象外となる場合があります。</li> <li>• 本人について退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。また、配偶者の方については、家事従事者でなくなった後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。配偶者の方が家事従事者でなくなる場合は、団体窓口にお申し出のうえ配偶者の方の脱退手続きをしてください。</li> <li>• 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。また、</li> <li>• 保険金受取人は被保険者本人になります。</li> </ul>
<p><b>保険金のご請求</b></p>	<p>就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p> <p>&lt;代理請求制度について&gt; ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。) ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>



## 職場復帰サポート内で加入内容を変更する場合のご注意

### <告知の大切さに関するご案内>

告知の大切さについて、ご確認ください。

(注)職場復帰サポートについては、「職場復帰サポート内で加入内容を変更する場合のご注意」もあわせてご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。  
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱いします。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

### 「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

### <契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

この制度は損害保険会社と締結した精神障害補償特約付家事従事者補償特約付団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

【引受損害保険会社】 明治安田損害保険株式会社

【取扱代理店】 明治安田ライフプランセンター株式会社

明治安田生命保険相互会社

電話番号：03-5952-1061

電話番号：03-6259-0033

職場復帰サポートについては、制度内で加入内容を変更する場合、更改後の年齢における既加入コースの保険料と、加入内容変更後の保険料を比較し、**変更後の保険料の額が高くなるときは、新たに告知が必要です。**現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等申込書記載の告知内容に該当しない場合は、その加入内容の変更はできません。

※職場復帰サポートにおいては、「増額」を「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」に読み替えて適用します。したがって、「増額」部分の解除とは、「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」前のコースに戻ることを指します。

### <具体例>

現在の年齢：34歳、更改後の年齢：35歳、補償内容①で保険金月額15万円(Cコース)に加入

- 補償内容①の保険料(免責期間365日、補償対象期間60歳)

年齢	保険金月額	5万円 Aコース	10万円 Bコース	15万円 Cコース
30歳~34歳		250円	500円	750円
35歳~39歳		300円	600円	900円

- 補償内容②の保険料(免責期間7日、補償対象期間3年)

年齢	保険金月額	5万円 aコース	10万円 bコース	15万円 cコース
35歳~39歳		500円	1,000円	1,500円

### ◎変更後コース別の新たな告知の要否

既加入コース	C				
保険料	900円				
変更後コース	A	B	a	b	c
保険料	300円	600円	500円	1,000円	1,500円
告知要否	不要	不要	不要	要	要

※比較する保険料は、すべて更改後の年齢(35歳)に応じた保険料を使用します。

※上記例において、Cコース(保険金月額：15万円)からbコース(保険金月額：10万円)への変更は、保険金月額は減っていますが、変更後の保険料の額が高くなっていますので「増額」として取り扱います。

# ⑤ ご注意いただきたいこと (長期家族サポート)



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

## 「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

## 高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

\*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 1. 眼の障害(視力障害)

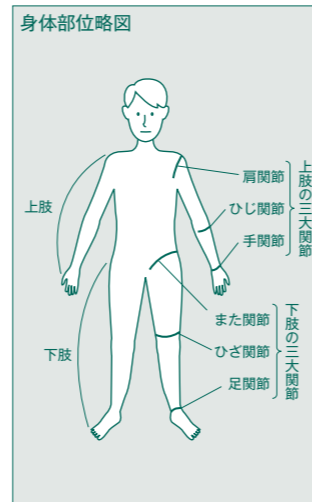
- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



## 保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
  - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由<sup>①</sup>に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
  - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき  
\*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。
  - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき  
\*重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

### 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

### 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額は増額分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の故意によるとき</li> <li>●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

## その他

### 保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

## 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## ご照会・ご相談窓口について

### 【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[https://www.seiho.or.jp/])
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[https://www.seihohogo.jp/]をご覧ください。

## 個人情報に関するご注意

## 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

## ー死亡保険金(給付金)受取人の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## 保険料控除方法

- ①口座引去りによる加入の場合(任意加入)：保険料は、加入者が申込時に指定した金融機関口座より3ヵ月分の保険料と口座振替手数料(1回262円)を引去ります。
- ②チェックオフによる加入者の場合：(任意加入)保険料は毎月の給与より控除します。(初回は1月分給与から)
- ③組織加入の保険料は各組合から毎月銀行振込していただきます。
- ★口座引去りによる加入か、チェックオフによる加入かは組合単位の選択となります。所属する組合の加入方法に従ってください。
- ④長期家族サポートと職場復帰サポートの両方に加入の場合は、口座振替手数料は1回につき262円です。それぞれ単独加入の場合も、口座振替手数料は1回につき262円となります。

## お申込み方法

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

## お問い合わせ先

## ◎制度内容に関するお問い合わせ

全日本電線関連産業労働組合連合会  
**03-3785-2991**

〒142-0064 東京都品川区旗の台1-11-6

## ◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部法人営業第一部  
**03-6259-0033**

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階